

平成 26 年度短期外国出張者報告書簡

氏名 坪 谷 和 伸	所属庁・官職 最高裁判所事務総局経理局主計課課長補佐 (出張時 東京高等裁判所事務局会計課課長 補佐)	出張先 カナダ
提出書面 平成 27 年 4 月 20 日付け報告書簡		
キーワード欄 ・予算の効率的執行の方策 ・ブリティッシュコロンビア州裁判所の訪問 ・オンタリオ州裁判所の訪問		

(別紙)

平成 27 年 4 月 20 日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

最高裁判所事務総局経理局主計課課長補佐 坪 谷 和 伸

(出張時：東京高等裁判所事務局会計課課長補佐)

私は、平成 27 年 2 月 1 日から同月 14 日までの間、カナダ（バンクーバー及びトロント）に州の裁判所における予算の効率的執行の方策に関する実情を調査するため出張しました。その概要は、次のとおりです。

第 1 調査の概要

1 調査目的

カナダの州裁判所における裁判運営や司法行政に必要な予算について、予算要求及び予算配賦の実情並びに原則的な調達手続を確認した上、裁判運営等において必要とされる物品等を適時に過不足なく効率的に調達するために採用されている方策を調査し、日本の裁判所における予算の効率的な執行を考える上での参考とする。

2 調査事項

(1) 予算要求及び予算配賦の実情並びに原則的な調達手続

ア 予算要求

イ 予算配賦

ウ 原則的な調達手続

(2) 予算の効率的な執行の方策

ア 現場のニーズに合致した調達（無駄のない調達）を行うための方策

イ 経済的な調達（安価な調達）を行うための方策

3 調査方法

- (1) 州司法省の予算担当者へのインタビュー
- (2) 州上級裁判所等の施設見学
- (3) 州上級裁判所の予算執行部門の担当者へのインタビュー

第2 ブリティッシュコロンビア州（BC州）について

1 滞在期間

2月1日から同月7日まで

2 主な訪問先

- (1) Supreme Court of British Columbia (BC州上位裁判所)
- (2) Ministry of Justice Court Services Branch (BC州司法省裁判所サービス部門。なお、担当者にバンクーバーのBC州上位裁判所まで赴いていただいた上でインタビューを行った。)

3 予算要求及び予算配賦の実情並びに原則的な調達手続

(1) 予算要求

州の各裁判所の予算要求は、州司法省が各裁判所からの予算要求を取りまとめて州政府に行っている。

なお、州裁判所（Provincial Court）に関しては聴取できず不明であるが、州上位裁判所（Supreme Court）における予算要求は、基本的に前年度予算額をベースに積算し、システムの拡張等の特殊要因がある場合には、それを見込んだ額を増額して州司法省に要求しているとのことであった。

おって、4、5年前にBC州の経済状況が悪化した際に州の裁判所予算が約15パーセント削減され、以降、削減後の予算額が近年

の要求ベースになっているとのことであった。

(2) 予算配賦

予算は、州司法省から7つの州上位裁判所の所長（Chief Justice）に配賦され、そこから更に支部に配賦される。配賦された予算は、州上位裁判所の所長が管理している。

州上位裁判所の年間予算は、約40億3,500万円であり、そのうち約90パーセント（約36億3,000万円）が人件費とのことであった。また、その他の10パーセント（約4億円）によりIT関係経費、備品費及び消耗品費、図書資料費、旅費等を賄っているが、IT関係経費だけで約4,000万円を要するとのことであった。

(3) 原則的な調達手続

BC州は、他の州との協定により、基本的に当該協定に基づいた調達が行われている。以下は、サービス及び建設に関する調達規定である。

ア 契約予定額が約1,000万円以上の場合には、BC BidというBC州のオンライン購入システムに入札情報が掲載される。

イ 契約予定額が約250万円以上、約1,000万円未満の場合には、何らかの競争選考手続が採用される。入札情報は、最低3社からの見積りを取得するまでBC Bidに掲載される。ただし、例外として、後述する直接発注（競争手続なし）が行われる場合がある。

ウ 契約予定額が約250万円未満の場合には、競争選考手続が妥当であり、費用対効果が高い場合は、何らかの競争選考手続が採られる。仮に後述する直接発注を行う場合には、競争選考手続が妥当ではない、あるいは費用対効果が低いということを明確に示

した証拠と文書を契約関連書類に添付しておく必要がある。

エ 次の条件の一つに該当する場合には、競争選考手続を行うことなく、直接発注を行うことができる。

なお、この場合には、その理由と状況を明確に示した書類を契約書類に添付し、閲覧請求があった場合には、これを開示しなければならない。

- ・ 発注先が他の政府機関の場合
- ・ 1社のみが適格であり、対応可能であることを発注省庁が明確に証明できる場合
- ・ 競争選考手続では時間的に間に合わない理由がある場合
- ・ 競争選考手続を行なうと、機密保持、あるいは人間、動物、植物の生命又は健康を守ることが困難である場合
- ・ 発注自体が何らかの理由で機密事項であり、一般公開入札をすることが政府の機密性に問題を生じさせ、経済的な混乱や公の利益に反することになる場合

4 予算の効率的な執行の方策

(1) 現場のニーズに合致した調達（無駄のない調達）を行うための方策

州の上位裁判所においては、予算上の制約から備品等の新規購入は限定的であり、実際には他の州上位裁判所との一括調達の実績は乏しいようであった。そのため、結果として各庁の仕様に基づいた調達が行われることになり、現場のニーズと異なる調達がなされることはないとのことであった。

(2) 経済的な調達（安価な調達）を行うための方策

ペンやコピー用紙といった消耗品については、州政府が業者と交渉し、最も安く契約できる全府省共通の業者リストを作成している

ため、各裁判所は、消耗品が必要になった都度、インターネットでリストに登録されている業者に発注すれば、必然的に安価な調達が可能となるとのことであった。

なお、備品やＩＴ機器等の大型案件の場合には、3の(3)で述べたような競争選考手続が採られることになるが、日本の裁判所と同様、他の裁判所でも必要となる備品等については、要望を取りまとめて一括して購入するなど、スケールメリットを考慮した調達を行う場合もあり得ることであったが、先にも述べたとおり、実績はありませんないようであった。

おって、各裁判所で購入した消耗品や備品等の請求書は、インターネットを通じて自動的に州政府の機関であるオフィスプロダクターセンターに送られ、そこから業者に対して支払いがなされるようになっており、支払事務の効率化が図られていた。

第3 オンタリオ州について

1 滞在期間

2月7日から同月13日まで

2 主な訪問先

- (1) Ontario Court of justice, Old City Hall (トロント市のオールドシティーホールの裁判所)
- (2) Superior Court of Justice (オンタリオ州高等裁判所)

3 予算要求及び予算配賦の実情並びに原則的な調達手続

(1) 予算要求

州の裁判所の予算は、州司法省が予算要求を行っており、州司法省は、前年の晩秋から初冬にかけ、今後の3か年度の詳細な支出と収入の計画であるP R R T (Program Review, Renewal and Transformation) を州財務省理事会に提出する。

PRRTは、州政府の政策方針、省の5か年戦略計画、法律の規制等との整合性を図る必要がある。また、財政的にマイナスの影響がある場合や実施に伴って重大なリスクがある場合には、計画したすべての項目が承認されるとは限らない。

なお、PRRTは、州財務省理事会によって検討され、承認されたものが州予算の基礎となる。

州予算は、通常、春先（3月／4月）に上程され、次年度予算に対する州の政府計画の概要を示す主要な政策文書となる。

(2) 予算配賦

2014-2015会計年度の州司法省の運営予算は、約1,740億円（修繕等の施設関連予算約80億円を含む。）である。

また、州司法省のほか州の地域安全・矯正サービス省も含む司法集団（Justice Cluster）全体の運営予算は、約4,080億円（州政府予算の3.3パーセント）である。

なお、裁判所サービス部門は、年間約430億円（州司法省予算全体の25.8パーセント）の運営予算を有しているが、その79パーセントは給与である。この裁判所サービス予算は、七つのリージョン（上層自治体）と共同地域に配賦されている。七つのリージョンには、73の下級裁判所及び91のフライイン法廷またはサテライトコートがある。

州司法省の予算は、毎年PRRTプロセスを通じて配賦され、そこには裁判所サービス部門全体への配賦も含まれる。

予算は、裁判所のための次の二つの部門に配賦される。

- 1 裁判所をカバーするAdministration of Justice
- 2 裁判官をカバーするJudicial Services

予算は、裁判所内のサポートや裁判所外のサービスのための人員

配置モデル（従前、各リージョンがそれぞれ各業務に必要な人員数を算出していたものを、より平等なサービスの提供を行うために必要な人員数を業務毎に整理したもので、新しい予算配賦の方法）に基づいて、DSB (Divisional Support Branch (Courts corporate)) によって配賦される。

割り当てられた予算は、七つのリージョンに配賦された後、個々の裁判所所在地に配賦される。

予算は、備品や機械設備と同じように、給与・賃金、従業員厚生、運輸・通信、サービスといった標準的な勘定レベルで配賦される。

財務省理事会は、承認された予算をORBIT (Ontario Resource & Budget Information Tracking) と呼ばれるITシステムを使用して各省に配賦する。各省のコーポレート部門は、各自の予算をORBITから取得し、オンタリオ州政府のオラクルベースのシステムIFIS (Integrated Financial Information System) に入力する。その後、コーポレート部門は、裁判所サービス部門といった各部門と連携して議決された支出額/事項や標準的な勘定レベルに配分し、DSB が各リージョンに配分する。

(3) 原則的な調達手続

オンタリオ州政府の調達命令は、州政府のニーズを満たすために必要なすべての物品やサービス（建設、コンサルティングサービス、情報技術を含む。ただし、広告、広報関係、メディア関係、クリエイティブサービス及び不動産の取得を除く。）の調達について、すべての省庁に適用され、商品やサービスは、公正、オープン、透明、地理的に中立で、資格を有する業者がアクセスしやすく、値段相応の物を示す手続を経て取得されることが保証されている。

なお、一定の大規模な商品やサービスの調達は、一つの省庁によ

って一元的に調達し、使用状況に基づいて他の省庁に請求することもできるようになっている。

オンタリオ州は、他の州との協定により、契約予定額が、物品の場合は約250万円以上、サービス・建設の場合は約1,000万円以上の案件については、原則、競争入札を行なうように規定されており、約250万円以上、約2,500万円以下の場合には、少なくとも3社以上に入札参加を要請することになり、約2,500万円以上、約7,500万円以下の場合には、少なくとも5社以上に入札参加を要請することになっている。

一方、契約予定額が物品の場合で約250万円未満、サービス・建設の場合で約1,000万円未満の場合には、後述するVORの中から1社を選定するか、1社以上に入札参加を依頼することになる。

4 予算の効率的な執行の方策

(1) 現場のニーズに合致した調達（無駄のない調達）を行うための方策

時間の都合もあり、具体的な方策を聴取することはできなかつたが、基本的にIT機器等を除けば、日本の裁判所のように物品の経年年数を定めておらず、単に古くなったからというだけで更新するということがないため、物品調達の件数自体が少なく、他の裁判所と一括調達等を行う必要性に欠けるため、結果として各裁判所で発注を行うこととなり、現場のニーズに適合した物品等が調達される状況にあるとのことであった。

(2) 経済的な調達（安価な調達）を行うための方策

省庁は、VOR (Vendors of Record) を使用すること及びsole sourcing (他の供給先がない) やsingle sourcing (専売事業

や緊急のニーズのため、一つの供給先を選ぶ)を回避することが奨励されている。

VORとは、原則として5年間有効な業者登録制度(州政府の省庁全体が使用できるサプライヤーリスト)であり、例えば、「A業者はマーカーペンをいくらで売る。何個以上買えば何パーセントオフになる。」、「B業者はコピー用紙をいくらで売る。何枚以上であれば何パーセントオフになる。」といった情報が掲載されている。また、一つの物品に対して1業者のみが登録されているわけではなく、例えば、マーカーペンを売る業者が2、3社登録されていることもあります。つまり、一定の要件を満たした業者が参加できるリストで、それぞれの業者は、少しでも自分の競争力を上げるよう価格を下げて提示してくるため、必然的に安価な調達が可能となるとのことであった。

この点につき、「同じような物品について選択肢がいくつもあると、価格の高いものを買うこともできると思うが、それで納税者は納得するのか。」と聞いたところ、「もともと配賦される物品予算が少ないため、贅沢に使っていると他の必要物品が買えなくなるので、無駄遣いはできない。いずれにせよ支出報告はしなければならないことから、無意味に高い物品を買うと説明ができない。」とのことであった。

また、「同じような物品については、大企業は安い価格を提示できるものの、中小企業だと難しいように思われる。発注先が大企業に偏ることはないのか。」と聞いたところ、「オンタリオ州は面積が広く、大企業はほぼアメリカとの国境沿いである南部にあるため、例えば、北部地域で物品ニーズが生じた場合、輸送コストも含めると北部の中小企業の方が安くなることもある。」と

のことであった。

なお、例年必要となるような事務用品をVORに登録された業者から購入する場合、各裁判所は、年度当初に配賦された予算から拠出できるため、各裁判所単位の決裁で足り、特別の決裁は不要とのことであった。

第4 その他

- 1 BC州及びオンタリオ州では、書記官や事務官はすべて法務省の職員であり、裁判所固有の職員がいないことに驚かされた。カナダでも三権分立のシステムが採られているが、日本が予算や組織の面で行政から完全に独立しているのと異なり、最終的に判決等の判断を下す裁判官のみが独立していれば、その補助的機関である書記官や事務官が行政の組織に属していても問題はないという考え方があるようと思われた。
- 2 BC州の裁判所では、IT機器を除き、日本の裁判所のような厳格な物品管理がなされていないことに驚かされた。以前は、日本の裁判所と同様に、一つ一つの備品に備品シールを貼付して帳簿で管理していたが、手続が煩雑であるということを理由に、数年前に州の裁判所で一斉に物品管理を止めたとのことであった。ちなみに、物品管理を止めたことによる弊害はなく、管理手續が不要になったことによる事務の省力化のメリットの方が大きいとのことであった。

第5 まとめ

日本と同様に、BC州及びオンタリオ州とともに裁判所の予算（実際には司法省の予算）は限られており、その予算の大部分を人件費が占め、備品等の購入に充てられる予算は非常に少ないということが分かった。そのような事情もあるためか、調査期間を通じて、元々少ない備品等の予算について、更に調達コストを下げようといったインセン

ティブは持っていないという印象を受けた。

一方で、BC州の政府と業者による価格交渉の結果作成される業者リストやオンタリオ州のVORなど、カナダの各州においては、日本の裁判所のように個々の裁判所が一括調達や共同調達といった手法でスケールメリットを生む努力を行わなくても、裁判所を含めた州政府機関全体において安価な調達が可能となる仕組みが整備されていることが非常に印象に残った。

このような仕組みについては、日本とカナダ各州との予算制度や法律等が異なることから、直ちに同様のシステムを日本の裁判所に導入することは困難であるが、例えば、日本の裁判所内での運用方法（一括調達や共同調達等の調達方法のほか、個別上申案件や特別増額予算配分計画等の予算の配賦方法）を見直す際においては、大きな示唆を与えてくれるようと思われた。

第6 最後に

今回の調査においては、BC州のバンクーバーでは東京地裁の野村昌也判事補に、オンタリオ州のトロントでは横浜地裁小田原支部の金森陽介判事補に大変お世話になった。両判事補には、調査出発前から調査事項書の内容について相談に乗っていただいたほか、英訳もお手伝いいただいた上、訪問先のアレンジ等にもご尽力いただいた。また、現地では、訪問先へのアテンドに限らず、裁判所施設の案内や通訳等、調査が円滑に行われるよう惜しみない援助をいただいた。この場を借りて改めてお礼を申し上げたい。

また、今回の出張に際し、様々なサポートをいただいた秘書課の皆様、年度末の繁忙な時期にも関わらず快く出張に送り出していただいた職場の皆様にも厚く御礼を申し上げたい。

今後は、今回の貴重な経験を自分一人のものとすることなく、裁判

所の効率的な予算執行に役立てられるよう、日々の執務に取り組んで
いきたい。